

市長所信表明(平成24年12月)

おはようございます。

本日、平成24年12月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜りありがとうございます。

今期定例会は、私の三期目の任期が本格的にスタートする議会であり、今後の市政運営に取り組む所信の一端を申し上げますとともに、提出議案の御説明をさせていただき、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まずは、「今後4年間の取組方針と市政に臨む決意」について申し上げます。

このたびの吉野川市長選挙におきまして、当選の栄に浴し、11月14日から4年間、引き続き市政を担わせていただくこととなりました。

今回の選挙は、無投票当選という結果を受け、私に対する市民の皆様方の期待は、これまで以上に大きく、責任の重さに身が引き締まる思いであります。

これからの市の舵取りには、初心に立ち帰り、市の発展のために、評価にお応えできるよう、全力で努めてまいります。

さて、吉野川市長に就任以来、常に「公平公正な市政運営」を基本姿勢として、公共料金の統一、職員数の削減など行財政改革の着実な推進に努めるとともに、小中学校をはじめとした教育施設の耐震化や給食センターの整備、市役所庁舎統合など、必要な施設整備についても一定の目処をつけたものと考えております。

三期目となるこれからの四年間が、合併後の「まちづくり」の集大成の時であると考えており、これまで取り組んできた施策の着実な実現はもとより、子育て支援や学校再編、防災・減災対策などの様々な課題の解決を通じ、住みよいまち「吉野川市」の確立と、将来像である「世代を越えて、夢紡ぐまち」の実現に向けた取組を進めてまいります。

私は、これまで多くの市民の皆様にお会いし、様々な御意見、御提言をいただきました。

市民の皆様の実現するため、ふるさと吉野川市を「誰もがもっと住みよいまちに」という命題に取り組むことが私の使命であると考えております。

解決すべき諸課題に対処しながら、基礎固めのできた吉野川市の更なる発展につなげるためにも、託された4年の重さに対する認識を新たにし、全身全霊で努めてまいります。

このようなことから、私は、吉野川市のあるべき姿を的確に見据

え、財政健全化のため、さらなる行財政改革に積極的に取り組むとともに、公約の柱として掲げました、

- ・まさかの時の備えあり「より万全の防災対策」
- ・すくすく育て子どもたち「教育の振興」
- ・生んで育てて安心のまち「子育て支援の充実」
- ・魅力と実力をアップ「地場産業の振興」
- ・健康で快適に暮らせるまちづくり「笑顔のある暮らし」
- ・このまちを便利にしたい「インフラの整備」
- ・みんなのまち「みんなでキレイに」
- ・ムダをなくし効率的に「行財政改革の推進」

を基本に、個々具体の事業展開に向けての検討を重ねつつ、着実に実行してまいります。

市民の皆様におかれましては、従来にも増して、市政への御関心をお持ちいただくとともに、吉野川市のまちづくりに御参画をいただき、未来への責任を果たすため、御理解と御協力を賜りたいと切に願っております。

それでは、最近の市政の動きについて申し上げます。

まず、「平成25年度予算編成方針」についてであります。

我が国の経済は、緩やかな改善傾向にありましたが、内閣府が今月12日に発表した国内総生産（GDP）速報値は、物価変動の影響を除く実質で前期比0.9%減、年率換算では3.5%減で、3四半期ぶりにマイナスに転じました。

このような中にあっても、国の平成25年度概算要求では、地方交付税総額を17.2兆円とし、「地方の一般財源総額」は、社会保障費の自然増などを含め、平成24年度を上回る60.2兆円を確保するとされたところであります。

しかしながら、今後の地方財政においては、巨大地震対策など、これまでに経験したことのない厳しい状況が見込まれ、次の世代に過大な負担を背負わせないよう、20年後、30年後を見据えた施策の展開が不可欠です。

本市は合併以降、国の手厚い財政支援を受けながらまちづくりを進める一方で、職員数の削減や補助金等の整理統合、積極的な民間活力の導入等に取り組んでまいりました。

しかしながら、本市においては、主要な一般財源である市税は、近年の景気の低迷を主な要因として今後も低調に推移することが予想され、さらに、市税とともに重要な一般財源である「普通交付税」は、国の合併支援の終了に伴い平成27年度から漸減し、平成32

年度には約十数億円減額となる厳しい時代が到来します。

こうした中、必要な市民サービスの提供は、基礎的自治体の責務であり、将来のまちづくりの着実な推進のためにも、さらなる「行財政改革」への取組は必要不可欠であります。

さらに、喫緊の課題として、従来の想定を上回る「南海トラフの巨大地震」の被害を最小限に止めるための「防災・減災対策」も時を置かず、進めなくてはなりません。

これらの課題解決のためには、財源を確保することが最優先であります。そのため、市民の安全・安心を確保するために必要なハード整備の財源として、平成25年度までとなっている「合併特例債」の発行期限を6年間延長するべく、発行条件となる「合併まちづくり計画」の策定作業を進めています。

また、市財政を巡る厳しい環境が、当面好転を期待できないことを踏まえ、限りある財源の中で、従来にも増して一層の効率化を図りつつ、これまで以上に徹底した「選択」と「集中」を行いながら、真に必要な施策・事業の財源を確保することが必要不可欠です。

こうした認識のもと、平成25年度当初予算編成に当たることとしております。

次に、「庁舎統合と業務開始」についてであります。

庁舎増築棟の建設工事も最終段階を迎え、外構・舗装工事を残すところとなっています。

12月には段階的に各部署の移転を行い、年内には移転を完了し、来る平成25年1月4日には業務をスムーズに開始できるよう、職員一同移転準備に取り組んでいるところであります。

庁舎統合後は、市民サービス向上をはじめ、業務効率をより一層高めるため、さらなる行財政改革の推進を図ってまいります。

また、支所の整備状況につきましては、川島支所の新築工事、美郷支所の移転工事など、本年度中に完成できるよう取り組んでいるところであり、山川庁舎につきましては、平成25年度に庁舎改修を行い、山川支所、山川公民館、社会福祉協議会山川支所、吉野川市商工会、山川老人福祉センターとして活用することとしており、今後、計画的に整備を進めてまいります。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「安全、安心なまちづくり」についてであります。

まず、「安全・安心確保事業の推進」についてであります。

近年の異状気象や南海トラフの巨大地震などの、大規模災害等を想定し、発災時に被災者への医療行為等の支援を行う拠点として、救護所を開設するため、被災者支援体制を整備することとしております。

救護所を開設することに伴う、医師及び看護師については、市内の医師会等に協力を要請して、緊急時の救護班を編成することで、被災者の被災状態に応じた医療活動を行うことが可能となります。この支援体制を構築するため、「徳島県医療救護所整備事業補助金」を活用し、開設を予定している本庁舎等4カ所について、救急医療セットなどの備品を整備します。

また、鴨島地区、山瀬地区公民館等7カ所に、新たにAEDを整備し、多くの市民の皆様が利用される、施設における緊急時の体制整備を行います。

施設利用者などへのAED利用のための講習会を開催し、地域における緊急時の安全を確保するため、救護所開設とともに「安全・安心確保事業」として、市民の皆様の災害時等における安全・安心の向上を目指します。

次に、「上下水道料金徴収等包括業務における安全・安心見回り業務の実施」についてであります。

昨年度より取り組んでまいりました「上下水道料金の徴収等包括業務委託」につきましても、業務の引継ぎ等委託の準備が整い、平成25年1月4日から、上下水道料金お客様センターの業務を株式会社ジェネッツ吉野川営業所が開始いたします。

これに併せて、地震、風水害等による大規模災害発生により、水道業務に大きな支障を生じた場合の応急給水や広報等支援のため、「災害時の業務応援協力に関する協定」を締結いたします。

また、近年問題になっている生活困窮者や高齢者の孤独死、児童虐待や連れ去り等の事件の発生状況から、事件や事故を未然に防止し、必要な対策を講じるため、業務履行中に発見した異状や異変について、自らの業務に支障のない範囲において情報を提供いただくために、「地域の安全・安心のための見守り支援及び通報に関する協定」を締結いたします。

この水道事業を通じた協力協定による成果に、期待を寄せているところです。

2点目は、「簡素で効率的な行財政基盤の確立」

「養護老人ホーム芳越荘民営化」についてであります。

本市では、平成19年度に養護老人ホーム「天寿荘」から「あけわ」へ民間事業者により民営化されました。これに引き続き、平成20年度からは、養護老人ホーム「芳越荘」を指定管理者制度を導入し、運営を行ってまいりました。

指定管理者制度を導入して5年目になりますが、入所者の方々に対し、日々の生活において、専門性の高い、一貫した高齢者サービスの提供をいただいております。

今後の運営につきましては、社会情勢の変化に伴う市民ニーズや新たな行政課題に取り組むため、効率的な行政運営を求められていることから、養護老人ホーム「芳越荘」は、指定管理者制度での運営から、民間による運営への移行を進めてまいります。

市民の皆様の利便性向上と質の高いサービスを最小の経費で提供できるものと考えております。

なお、今定例会に、民間への移管を円滑に進めるため、指定管理者の選定に関し特例項目を定める「吉野川市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について」を、議案として提案いたしておりますので、よろしく申し上げます。

さて、先ほど平成25年度の予算編成方針でも申し上げましたとおり、我が国の経済は、国内総生産（GDP）速報値が3四半期ぶりにマイナスに転じ、政治においても、衆議院が今月16日に解散し、「衆議院議員総選挙」などの投開票が来月16日となっており、社会経済情勢は混迷を深め、予断を許さない状況です。

地方財政への影響についても不透明感は払拭されず、国の動向を今まで以上に注視し、地方としての意見を様々な場において、積極的に提言していかなければならないと考えております。

本市においては、市民のニーズを適確に把握し、将来を見据えた行財政運営を確立できるよう、社会経済情勢を踏まえつつ、限られた財源と人的資源を十分に活用し、市民の安全・安心を図るとともに、個性と活力に満ちた吉野川市を実現できますよう、全力で取り組んでまいりますので、

議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

以上、市政に対する所信の一端を申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

今議会に提出しております案件は、「吉野川市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例制定について」などに関する案件が5件、「平成24年度吉野川市一般会計補正予算（第5号）について」などの補正予算に関する案件が3件、「吉野川市アメニティセンターの指定管理者の指定について」などに関する案件が9件の計17件でございます。

まず、議第82号は、「吉野川市役所の位置を定める条例等の一部を改正する条例制定について」で、庁舎統合により「市役所及び福祉事務所」の位置を改めるなど、所要の改正を行うものです。

議第83号は、「吉野川市特別職報酬等審議会条例及び吉野川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について」で、地方自治法の一部改正により、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められ、加えて、経費の範囲を条例で定めることについて、所要の改正を行うものです。

議第84号は、「吉野川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」で、徳島県人事委員会勧告に鑑み、55歳を超える職員の昇給について、所要の改正を行うものです。

議第85号は、「吉野川市税条例の一部を改正する条例制定について」で、徳島県において、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を指定する条例改正が行われたことに鑑み、所要の改正を行うものです。

議第86号は、「吉野川市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について」で、吉野川市養護老人ホーム芳越荘の民間移管を円滑に進めるため、所要の改正を行うものです。

議第87号は、「平成24年度吉野川市一般会計補正予算（第5号）について」で、主なものは、生活保護費国庫負担金等返還金、西知恵島17号線整備事業、小学校施設一部改修事業など、歳入歳出予算それぞれに、1億4,623万円を追加するものです。

議第88号は、「平成24年度吉野川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」で、給付費など、歳入歳出予算それぞれに、1億4,866万6千円を追加するものです。

議第89号は、「平成24年度吉野川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」で、施設管理費など、歳入歳出予算

それぞれに、８６３万７千円を追加するものです。

議第９０号から議第９８号までは、「吉野川市アメニティセンター」など、計９施設について、指定管理者の指定を行うものです。

以上、概略を御説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、議事の進行に伴い、逐次御説明を申し上げてまいりたいと考えておりますので、十分御審議の上、原案どおり御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。